

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（市独自分）

●対象
価格高騰の影響が特に大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）への更なる支援として、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給対象世帯に市独自に1世帯当たり1万円を追加支給します。

●申請方法
市から対象世帯へ振込口座や振込日などを記載した通知を順次、発送します。振込口座の変更や支援金の支給を辞退する人は社会福祉課（市役所1階7番窓口）まで申し出てください。

給付金の振り込み詐欺や個人情報の搾取に注意！

市の職員が、ATM（現金自動預払機）の操作や手数料などの振り込みをお願いすることはありません。自宅や職場などに不審な電話や郵便があった場合は、すぐに市役所または警察署（#9110）に連絡してください。



問い合わせ先
社会福祉課 福祉総務係 ☎23-3930

子ども医療費助成制度の対象年齢を拡大します

現在、15歳の年度末（中学校卒業年）までとしている子ども医療費助成を、令和5年4月1日から、18歳の年度末（高校卒業年）までに延長します。

<小・中学生>
現在持っている受給者証の差し替えが必要になるので、3月下旬までに送付します。保護者の手続きは不要です。

<高校1・2年生の年齢相当>
2月中旬に市から案内を送付するので、3月中旬までに手続きしてください。

- 注意**
- ・医療機関を受診する際は、健康保険証と受給資格者証を提示してください。
 - ・子ども医療費助成以外の医療費助成（ひとり親家庭等医療費助成や重度心身障害者等医療費助成）を受けている場合、そちらを優先します。
 - ・今回の延長により新たに医療費助成を受ける子どもは、令和5年3月31日までに受けた診療への医療費助成はできません。
 - ・今回の延長は年齢のみが要件です。就職している子どもも対象となります。

問い合わせ先 健康増進課 国保医療係
☎23-3927

終活セミナーを開催します 「終活と成年後見制度について ～自分を見つめ、今よりよく自分らしく生きよう～」

観音寺市権利擁護センターでは、成年後見制度とそれを取りまく活動について知ってもらうため、終活セミナーを開催します。

成年後見制度は本人の権利を守るために重要な制度です。また、「終活」は残された家族のためだけではなく、自分自身のために行う前向きな活動です。自分らしくどう生きるかを考えるきっかけづくりにしませんか？

- 日時 2月22日(水)午後2時～午後3時30分
- 場所 中央図書館2階 多目的ホール
- 講師 秋月 智美 弁護士
- 料金 無料
- 受付期間 2月20日(月)まで

申し込み・問い合わせ先
観音寺市社会福祉協議会 在宅福祉課
☎25-7752

市・県民税（住民税）、国民健康保険税等の申告相談が始まります

- 申告相談会場での注意点
 - ・感染症対策のため、申告相談会場ではマスクの着用と手指消毒をお願いします。
 - ・今回から受付時に申告内容について確認します。内容により受け付けの順番が前後する場合があります。
- 問い合わせ先 税務課 市民税係 ☎23-3922

| 地区 | 受付会場 | 2月 | 午前 (9:00~12:00) | 午後 (13:00~16:00) |
|-----|----------------|--------|----------------------------------|--|
| 豊浜 | 豊浜中央公民館 2階講義室 | 16日(木) | 本町、中之町 | 上田井、東町、港町、南 |
| | | 17日(金) | 東浜、須賀 | 北原、五軒屋、岡、直場、道溝、林 |
| | | 20日(月) | 長谷、雲岡、野々池、大坪、院内、梶谷、本村、大平木、道溝東、苗手 | 関谷、堀切、西原、箕浦 |
| 大野原 | 大野原中央公民館 3階講義室 | 21日(火) | 高尾、大造、大福、大道、上中、下中 | 中村、早本、道上、笠松、寺家 |
| | | 22日(水) | 海老濱、有木、田野々、尾合谷、内野々、井関 | 四軒屋、白坂、石砂 |
| | | 24日(金) | 残水、植松、岡之塔、下林、ひうち、札場、ビレッジハウス大野原 | 屋敷、瀬後、豆塚、雉子原 |
| 伊吹 | 伊吹支所 | 25日(土) | 伊吹町 | 伊吹町 |
| 大野原 | 大野原中央公民館 3階講義室 | 27日(月) | 高松、上杉林、下杉林、辻 | 西の後、八兵、大鞘、大鞘西団地、宮之下、下木屋、十三塚、林 |
| | | 28日(火) | 花稻（花稻北、本村、中林、先林） | 中姫（赤岡、東村、中央、安井） |
| 地区 | 受付会場 | 3月 | 午前 (9:00~12:00) | 午後 (13:00~16:00) |
| 観音寺 | 市役所2階 203会議室 | 1日(水) | 池之内、福田原、丸井南、柏原 | 西丸井、丸井北、青岡、宮前、中関 |
| | | 2日(木) | 柞田町（八丁、山王、下野、北岡、玉田） | 柞田町（大畑、油井、山田） |
| | | 3日(金) | 原町、柞田町（黒瀨） | 柞田町（上出、中出） |
| | | 6日(月) | 柞田町（下出） | 吉岡町 |
| | | 7日(火) | 本大町 | 中田井町、古川町 |
| | | 8日(水) | 栗井町（上野、奥谷、宮下団地）、木之郷町 | 栗井町（出晴、信末、本庄、常次、竹成） |
| | | 9日(木) | 室本町、高屋町（西上、西下） | 高屋町（西上、西下以外） |
| | | 10日(金) | 茂木町、茂西町、上市、川原、有明町、八幡町、天神町 | 坂本町、幸町、明星、殿、中央、柳、青柳、駅通、三架橋通、栄町、昭和町、七間橋、中洲、中新、若宮、春日、大和、上若 |
| | | 13日(月) | 南町、港町、西本町、蛭子、琴浪町、瀬戸町、三本松町 | 植田町 |
| | | 14日(火) | 流岡町 | 村黒町、出作町 |
| | | 15日(水) | 新田町 | 池之尻町 |

申告相談会場で受け付けできない申告

- 初めての所得税の住宅借入金等特別控除申告
- 青色申告、準確定申告（死亡した人の確定申告）
- 土地や建物の売却による譲渡所得
- 上場株式の売却による譲渡所得、または上場株式の配当所得

e-Taxや観音寺税務署で申告してください

申告に必要なもの

- ・本人確認書類（マイナンバーカードもしくは通知カード+運転免許証、保険証など）
- ・事業所得や不動産所得がある人は、収支内訳書が必要です。事前に収支内訳書を完成させ、収入や必要経費が分かる帳簿や領収書なども申告相談会場へ持参してください。
- ・給与、年金の源泉徴収票
- ・一時所得（生命保険一時金、損害保険返戻金など）や雑所得（個人年金、太陽光発電売電収入など）がある人は、その収入や必要経費が分かるもの
- ・社会保険料、生命保険料、地震保険料などの各種控除証明書、寄附金などの支払証明書
- ・医療費控除の明細書。明細書は事前に完成させ、申告会場へ持参してください。

変更手続きを忘れずに 軽自動車等所有者の住所・名義変更や廃車

軽自動車税（種別割）は、登録を抹消しない限り毎年課税されます。車検切れなどで車に乗っていない場合も、令和5年4月1日時点で車を所有している人は、令和5年度の軽自動車税（種別割）を納めなければいけません。

所有者が市外へ転出または死亡した場合などは、早めに住所・名義変更や廃車の手続きをしてください。

問い合わせ先

| | |
|---------|----------------------|
| 税務課 収納係 | ☎23-3922 ☎25-5900 |
| 大野原支所 | ☎54-5700 ☎54-5029 |
| 豊浜支所 | ☎52-1200 ☎52-3113 |
| 伊吹支所 | ☎29-2111 ☎29-2666 |

| | 手続き先 | |
|----------------------------|------------------|-----------------------------------|
| | 転出した場合 | 死亡した場合 |
| 原動機付自転車 (125cc以下のバイク) | 転出先の市区町村 | 市税務課または各支所 |
| 小型特殊自動車 (トラクター・コンバインなど) | | |
| 軽自動車 | 転出先の 軽自動車検査協会 | 軽自動車検査協会香川主管事務所 ☎050-3816-3122 |
| 自動二輪 (125ccを超えるバイク) | 転出先の運輸支局 | 四国運輸局香川運輸支局 ☎050-5540-2075 |

後期高齢者医療 高額医療・高額介護合算療養費制度

同一世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者が、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）に、医療保険と介護保険の両方に支払った自己負担額の合計が下表の算定基準額を超えた場合、申請すると基準額を超えた金額が支給されます。

対象者には、香川県後期高齢者医療広域連合から申請のお知らせが送付されますので、申請の手続きをしてください。

| 所得区分 | 算定基準額 (医療+介護) |
|------|------------------|
| 現役並み | Ⅲ 212万円 |
| | Ⅱ 141万円 |
| | Ⅰ 67万円 |
| 一般 | 56万円 |
| 区分Ⅱ | 31万円 |
| 区分Ⅰ | 19万円 |

(注)
・算定基準額を超えた額が501円以上の場合に限り支給されます。
・令和4年10月から新設された2割負担の負担区分「一般Ⅱ」は、今回の計算期間には含まれません。現在、「一般Ⅱ」に該当する人も、令和4年7月31日時点での負担区分が適用されます。

●申請に必要なもの

- ・送付された申請書とお知らせ
- ・振込口座が分かるもの（被保険者本人の口座以外への振り込みは、委任状が必要）
- ・印鑑（被保険者の相続人が申請する場合）
- ・個人番号が分かるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）
- ・来庁者の身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）

問い合わせ先

| | |
|----------------|--------------------------------|
| 健康増進課 国保医療係 | ☎23-3927 ☎25-5900 |
| 高齢介護課 介護保険係 | ☎23-3968 ☎23-3993 |
| 香川県後期高齢者医療広域連合 | ☎087-811-1866 ☎087-811-1865 |

マイナンバーカード作りませんか



市役所1階の市民課窓口を、マイナンバーカード関係業務に限り開庁します。

【日曜開庁】

- 日時 2月12日(日)、26日(日)
午前8時30分～午後5時
- 内容 カードの申請や交付、マイナポイントの申し込みや公金受取口座の登録、保険証利用申し込みなど

【平日夜間開庁】

- 日時 2月9日(木)、22日(水)
午後5時15分～午後7時
- 内容 カードの申請や交付など
- 注意 マイナポイントの申し込みや公金受取口座の登録、保険証利用申し込みなどはできません。取り扱い業務や持参物など、詳しくは市ホームページを確認してください。

カードの受け取りを忘れていませんか？

- 日時 平日午前8時30分～午後5時15分
※臨時開庁実施日は午前8時30分～午後5時
- 問い合わせ先 市民課 ☎23-3924



最大20,000円相当のマイナポイントを受け取るために必要なマイナンバーカードの申請期限が、12月末から令和5年2月末までに延長されました。まだマイナンバーカードを持っていない人は、ぜひ期間内に申請して、マイナポイントを活用してください。

問い合わせ先 企画課 ☎23-3917



マイナンバーカードを利用して、オンラインで転出届を提出できます

マイナンバーカードを持っている人はマイナポータルを通じてオンラインで転出届を出せるようになります。このサービスを利用すれば、転出の際に市役所窓口への来庁が原則不要となります。

- 対象者
 - ・電子証明書が有効なマイナンバーカードを持っている人
 - ・日本国内での住所異動をする人 ※世帯員の転出手続きも可能です
- 日時 2月6日(月)開始
- 注意 オンラインでの転出手続き後は、転入先市区町村の窓口で転入届などの手続きが必要です。
- 問い合わせ先 市民課 ☎23-3924



市有財産（旧観音寺競輪場跡地）を売却します

- 物件1
 - 所在：観音寺市琴浪町二丁目甲2295番43ほか
 - 地目・地積：雑種地・21,396㎡
 - 最低価格：4億2600万円
 - 物件2
 - 所在：観音寺市琴浪町二丁目甲2295番39
 - 地目・地積：雑種地・16,282㎡
 - 最低価格：2億5100万円
- 入札方式：公募型プロポーザル ※詳細は市ホームページを確認してください。
問い合わせ先 総務課 資産経営係 ☎23-3900

